

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方

当社は、経営環境の変化に迅速かつ的確に対応できる経営体制の構築を重要な経営課題と考えており、コーポレートガバナンス及びコンプライアンスについて、経営陣はもとより、社員全員の意識を高め、実践していくことが重要であると考えております。

具体的には業務執行取締役の任期を1年とし、かつ監査等委員である取締役3名はいずれも社外取締役とすることで、コーポレートガバナンスの実効性を高めるよう取り組んでおります。

コーポレート・ガバナンスに対する関心や重要性が高まっている中で、当社は株主を中心とした様々なステークホルダーとの円滑な関係を形成することが、企業活動の基本となると認識しております。そのためには、まず株主が議決権を行使しやすい環境を整えるとともに、平等性、公平性を確保すること、また株主を含むステークホルダー全体に対して、適切な情報開示を行うことを進めております。

### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【補充原則1 2 4 株主総会における権利行使】

当社では現時点の株主数及び海外投資家比率から、まだ対応しておりません。今後の株主数及び海外投資家比率の動向を見て導入を検討いたします。

【補充原則3 2 1 外部会計監査人】

(1) 当社監査等委員会は、外部会計監査人を評価するための明確な基準を作成しておりませんが、定期的に外部会計監査人と情報交換し、外部会計監査人の業務遂行状況を確認しております。

(2) 当社監査等委員会は新日本有限責任監査法人の当社監査におけるこれまでの実績や独立した監査法人としての社会的評価、定期的に実施している情報交換や監査報告等を通じて、十分な独立性と専門性を有していることを確認しております。

【原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

独立社外取締役の選任に関する判断基準としては、当社が上場している東京証券取引所の「有価証券上場規程施行規則」や「上場管理等に関するガイドライン」に記載されている社外役員の独立性に関する事項などを参照しております。

【補充原則4-11-3 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

当社では、監査等委員である社外取締役が毎月取締役会の実効性の分析や評価を行っています。

上記の結果の概要に係る開示内容については、今後の検討課題として認識しております。

### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

【原則1-4 政策保有株式】

投資目的以外の目的で保有する株式の保有は、業務提携、取引の維持・強化及び株式の安定等の保有目的の合理性を満たす範囲で行うことを基本方針としています。

同株式の買い増しや処分の要否は、当社の成長に必要なかどうか、他に有効な資金活用はないか等の観点で、担当役員による検証を適宜行い、必要に応じ取締役会に諮ることとしています。

また、同株式に係る議決権行使は、その議案が当社の保有方針に適合するかどうかに加え、発行会社の効率かつ健全な経営に役立ち、企業価値の向上を期待できるかどうかなどを総合的に勘案して行っています。

【原則1-7 関連当事者間の取引】

当社は、職務権限規程および取締役会規程において、取締役による競業取引および利益相反取引については取締役会の承認を要する旨を定め、また取引につき重要な事実については取締役会に報告を要する旨を定めております。

関連当事者間の取引については、関連法令に従い、適切に開示を行います。

【原則2-6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社は、現在、企業年金を運用していないため、アセットオーナーには該当しておりません。

【原則3-1 情報開示の充実】

(1) 経営理念や経営戦略を当社ホームページ、決算説明資料及び有価証券報告書等にて開示しています。

(2) コーポレートガバナンスの基本方針をコーポレートガバナンスに関する報告書及び有価証券報告書等にて開示しています。

(3) 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額は、指名報酬諮問委員会の答申を受け、取締役会にて決定致します。また、監査等委員である取締役の報酬額は、指名報酬諮問委員会の答申を受け、監査等委員の協議を経て決定しております。

(4) 取締役候補者の選解任は指名報酬諮問委員会による評価を受け、取締役会において決定いたします。

(5) 取締役候補者の選解任理由を株主総会招集通知に記載します。

【補充原則4-1-1 取締役会の役割・責務】

当社は取締役会の決議事項として、法令および定款に定める事項のほか、取締役会規程において重要な付議事項を定めております。取締役会は、業務執行の機動性、柔軟性を確保するため、取締役会規程に定める事項以外の意思決定については、各取締役に委任しております。委任の範囲については、職務権限規程において定めております。

【原則4-8 独立社外取締役の有効な活用】

当社では、社外取締役3名を選任し、3名全員を独立役員にしております。

【補充原則4-11-1 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

取締役は、年齢、性別、国籍にかかわらず、能力、見識、品格が市場、顧客、株主、従業員等ステークホルダーの評価に耐えられ、各法令、関係規程に定義または求められている要件等を満たしている者を候補者とし、指名報酬諮問委員会における評価を経て、選任しております。

【補充原則4-11-2 取締役の兼任状況】

取締役が他の上場会社の役員を兼務する場合は、当社における業務遂行に支障を及ぼさない範囲内において、止むを得ない場合に限るものとします。

取締役の他の上場会社の兼務状況は、株主総会招集通知及び事業報告にて開示します。

【補充原則4-14-2 取締役・監査役のトレーニング】

取締役として求められる役割、責務及びコーポレートガバナンス等に関わる情報等について、専門書の購読、専門機関からの情報誌及びセミナーの受講等により、トレーニングを行っております。

【原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針】

当社では、IR担当役員を選任するとともに、経営推進本部をIR担当部署としています。

株主や投資家に対しては、決算説明会を半期に1回開催するとともに、逐次、ミーティング等を行っております。

【補充原則5-1-2 株主との建設的な対話に関する方針】

当社では、IR担当役員を選任し、IR担当役員が経理、人事総務等のIR活動に関連する部署を管掌し、日常的な部署間の連携を図っています。投資家からの電話取材やミーティング等のIR取材を積極的に受け付けるとともに、アナリスト・機関投資家向けに半期毎の決算説明会を開催し、社長又はIR担当役員が説明を行っております。

IRの訪問結果については、レポートを各取締役に戻覧し、取締役との情報共有を図っています。

また、投資家との対話の際は、既に開示されている情報をベースに当社の持続的成長、中長期における企業価値向上に関わる事項をテーマとすることにより、インサイダー情報管理に留意しています。

## 2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%以上20%未満

### 【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社NSD	3,160,000	20.74
鈴木 勝喜	2,451,360	16.09
KBL EPB S.A. 107704	1,055,200	6.92
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505224	894,000	5.87
株式会社インターナル	749,300	4.92
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	577,200	3.79
BBH FOR FIDELITY LOW - PRICED STOCK FUND (PRINCIPAL ALL SECTOR SUBPORTFOLIO)	496,300	3.25
FCP SEXTANT GRAND LARGE	459,628	3.01
長谷部 政利	411,040	2.69
株式会社光通信	397,900	2.61

支配株主(親会社を除く)の有無

親会社の有無

なし

補足説明

## 3. 企業属性

上場取引所及び市場区分

東京 第一部

決算期

3月

業種

情報・通信業

直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

#### 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

#### 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	17名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	8名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係( )												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
長倉 正道	他の会社の出身者													
鈴木 洋	他の会社の出身者													
遠藤 利夫	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
長倉 正道				同氏は、起業され自身でビジネスを展開される等、経営者としての豊富なご経験があり、会社経営を統括する十分な見識を有しておられます。 また、当社の親会社や兄弟会社、主要株主、主要な取引先の出身者等ではなく、独立性について特段問題は存しないと考えております。 以上のことから、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定いたしました。

鈴木 洋				システム開発部門の責任者として、全社的な視点でシステム構築に関する業務に携わっており、その後は企業経営に関するコンサルティングを行う等、会社経営を統轄する十分な見識を有しておられます。 また、当社の親会社や兄弟会社、主要株主、主要な取引先の出身者等ではなく、独立性について特段問題は存しないと考えております。 以上のことから、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定いたしました。
遠藤 利夫			同氏が所属する㈱コンピュータマネジメントと当社グループには、システム開発の取引がありますが、その取引金額は当社の連結売上高の0.5%に満たず、独立性に影響を及ぼすような恐れはないと判断されることから、取引の概要の記載を省略しております。	システム開発会社の取締役として活躍されており、ソフトウェア業界及び企業経営についても豊富な知見を有しておられます。 また、当社の親会社や兄弟会社、主要株主、主要な取引先の出身者等ではなく、独立性について特段問題は存しないと考えております。 以上のことから、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定いたしました。

## 【監査等委員会】

### 委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	1	0	3	社外取締役

### 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無

なし

### 現在の体制を採用している理由

現在、監査等委員会を補助すべき取締役及び使用人を置いておりませんが、監査等委員会がその職務を補助すべき人材を置くことを求めた場合、必要に応じて補助するものを配置することとしております。その内容は以下のとおりであります。

- (1)監査等委員会がその職務を補助すべき人材を置くことを求めた場合には、内部監査室に委嘱するか、内外から各業務を検証できるだけの専門知識を有する人材を適切に選任するものとする。
- (2)監査等委員会がその職務を補助するべき使用人を置くことを求めた場合は、補助すべき使用人の人事考課は監査等委員会の同意を要し、使用人の任命、解任、人事異動、賃金等の改定については監査等委員会の同意を得た上で代表取締役が決定することとする。

### 監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員会監査、会計監査及び内部監査の相互連携並びにこれらの監査と内部統制部門との関係については、監査等委員会監査、会計監査及び内部監査の3つの監査機能に内部統制部門を交えることで、財務報告に対する信頼性向上、適正な会計処理の実施及び透明な経営の確保を図っており、必要に応じて会合を設けることで、それぞれの監査結果について情報共有や意見交換、相互に必要な助言を受ける等、有機的な連携による効率的かつ効果的な監査を行います。

## 【任意の委員会】

### 指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

あり

### 任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性 更新

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名報酬諮問委員会	4	0	0	3	0	1	その他

報酬委員会に相当する任意の委員会	指名報酬諮問委員会	4	0	0	3	0	1	その他
------------------	-----------	---	---	---	---	---	---	-----

補足説明 **更新**

指名報酬諮問委員会は取締役会の指名により、規程にて定められた要件に該当する者の中から、客観的な評価を行える立場にある者を委員としており、現在は社外取締役3名及び従業員(元取締役)の計4名で構成されております。委員会は年に1回以上、必要に応じて開催する他、面談等を通じて、候補者の評価を行っております。

代表取締役及び取締役候補の指名は、指名報酬諮問委員会が評価した候補者を取締役会に答申し、取締役会が指名します。

なお、代表取締役会長及び社長の連続しての選定は4年間を限度としております。

**【独立役員関係】**

独立役員の人数	3名
---------	----

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす社外役員をすべて独立役員に指定しております。

**【インセンティブ関係】**

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明 **更新**

現在有効なストックオプションは、下記の通り付与されております。なお、付与株式数は2018年10月1日付及び2019年2月1日付で実施した株式分割後の株式数となっております。

第6回ストックオプションは、取締役(監査等委員を除く)に一律16000株、取締役(監査等委員)に一律8000株、ほか役職毎に付与されております。

第7回ストックオプションは、取締役(監査等委員を除く)に一律16000株、取締役(監査等委員)に一律8000株、ほか役職毎に付与されております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、社外取締役、従業員、子会社の取締役、子会社の従業員
-----------------	---------------------------------

該当項目に関する補足説明

当社はストックオプションの付与対象者に取締役に加え、従業員等も含むことで、全社的な士気、業績向上への意欲を向上させ、経営体質の強化を図っております。

**【取締役報酬関係】**

(個別の取締役報酬)の開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明 **更新**

2019年3月期における報酬は下記の通りであります。

取締役(監査等委員を除く)に支払った報酬総額 80,706千円(役員賞与及び当事業年度に係るストックオプション報酬額を含む)

取締役(監査等委員)に支払った報酬総額14,043千円(役員賞与及び当事業年度に係るストックオプション報酬額を含む)

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 <b>更新</b>	あり
--------------------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は役員の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針を定めており、その内容は以下のとおりであります。

固定報酬につきましては、職務の難易度、責任度、危険度等、過年度の業績の実績レベルと再現性、及び従業員との水準のバランス等を評価し算出しております。

業績連動報酬は、金銭報酬と株式報酬に分かれております。金銭報酬部分は、税引前当期純利益額を基準に受注高、売上高、売上総利益、営業利益等を総合的に勘案し、当年度の各役員の職務と実績を評価して算出しております。株式報酬部分につきましては、職務、責任度合、従業員とのバランス等を考慮し算出しております。

非数値評価を含め総合的に勘案し決定するため、具体的な指標は設けておりません。

当社の役員報酬等に関する株主総会の決議年月日は2015年6月25日であり、決議の内容は、取締役(監査等委員を除く)は年額120,000千円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)、取締役(監査等委員)の報酬額は年額20,000千円以内であります。なお、取締役(監査等委員を除く)は12名以内、取締役(監査等委員)は5名以内とする旨定款で定めております。

当社の役員報酬等の額は、指名報酬諮問委員会の答申を受け、取締役会にて決定しております。また、監査等委員である取締役の報酬等の額は、指名報酬諮問委員会の答申を受け、監査等委員の協議を経て決定しております。指名報酬諮問委員会は、取締役会の指名により、規程に定められた要件に適合する者の中から、客観的な評価を行える立場にある者を委員としており、委員会は役員との面談等を通じて、評価を行っております。

## 【社外取締役のサポート体制】

取締役会の議案・開催日等については、経営推進本部が事前に通知、出欠を取っております。

欠席予定者に対しては、意見の表明が必要な事項に関しては承り、議事場で欠席役員の見解として表明することとしております。

なお、欠席者に対しては、議事の経過及び結果について報告を行っております。

## 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社においては、コーポレート・ガバナンスの充実、強化のための取組みとして、次のとおり体制を構築しております。

### a. 取締役会

有価証券報告書提出日現在、取締役8名(うち社外取締役3名)が参加して、「経営戦略の決定」と「取締役の業務執行の監督」をより適切に行うため、毎月定例取締役会を開催するとともに、必要に応じて臨時取締役会を開催し、迅速かつ的確で合理的な意志決定をいたします。

### b. 監査等委員会

有価証券報告書提出日現在、監査等委員である取締役3名全員が社外取締役で構成されております。取締役会の他、重要会議に積極的に参加することで取締役の職務執行について厳正な監査を行うとともに、会計監査人や内部監査室と必要な情報や意見交換を行い、それぞれの立場で得られた情報を共有することにより、監査の実効性確保に努めてまいります。

### c. 指名報酬諮問委員会

指名報酬諮問委員会は取締役会の指名により、規程にて定められた要件に該当する者の中から、客観的な評価を行える立場にある者を委員としており、現在は社外取締役3名及び従業員(元取締役)の計4名で構成されております。委員会は年に1回以上、必要に応じて開催する他、面談等を通じて、候補者の評価を行っております。

代表取締役及び取締役候補の指名は、指名報酬諮問委員会が評価した候補者を取締役会に答申し、取締役会が指名します。なお、代表取締役会長及び社長の連続しての選定は4年間を限度としております。

### d. 部長会

部長以上を構成要員とする部長会を定期的に開催し、事業活動における反復的な日常業務の監督や経営の意思決定についての情報伝達を行っております。

### e. 弁護士、会計監査人等第三者の状況

弁護士、会計監査人等第三者に対して、業務執行上、疑義が生じた場合は、適宜、助言を仰いでおります。

## 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、取締役会のほか、部長会を定期的に開催し、事業活動における反復的な日常業務の監督や経営の意思決定についての情報伝達を行っております。また、社内規程を整備し、承認、権限の付与、資産の保全、職務の分掌等を適切に行うことにより統制しております。各グループの統制状況について内部監査室がチェックを実施しております。こうした統制活動の監視・監督を監査等委員会監査において実施しており、経営の透明性、健全性の確保が図れる体制であると判断しております。

## 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	集中日を避けて開催しております。

### 2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	決算発表後及び第2四半期決算発表後にアナリスト向け説明会を開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	<a href="http://www.proship.co.jp/ir/">http://www.proship.co.jp/ir/</a> において、適時開示資料、有価証券報告書関係、会社説明会資料等を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR担当部署は経営推進本部とし、IR担当役員及びIR事務連絡者を置いております。	

### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
その他	適時開示を適切に行うとともに、HPを中心とした情報提供を行っております。



## 内部統制システム等に関する事項

### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社グループは、経営環境の変化に迅速かつ確に対応できる経営体制の構築を重要な経営課題と認識しており、内部統制については、取締役はもとより、使用人全員の意識を高め、実践していくことが重要であると考え、引続き以下に掲げる諸施策の継続的な実施を推進しております。

#### 1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1) 当社は、取締役及び使用人全員が法令、社会的規範等を遵守し、行動するための「コンプライアンス・ポリシー」を定め、取締役自らによる率先垂範を通じて使用人への周知徹底を図る。

(2) 当社は、使用人が法令若しくは定款上疑義がある行為等を認知し、それを告発しても、「内部通報者保護規程」を定め、当該使用人に不利益な扱いを行わない。

#### 2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役の職務執行上の意思決定に係る情報を、当社規程、マニュアル等に従い、文書または電磁的媒体により適切に記録、保存するとともに、取締役及び監査等委員会から開示の要求がある場合は速やかに閲覧に供するものとする。

#### 3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

各担当取締役がリスクの認識・評価・予防策・対応策の検討及び実施を行い、必要に応じて取締役会に報告する。また各担当取締役もしくは内部監査室が危険な兆候を察知した場合には、速やかに代表取締役社長に報告し、代表取締役社長の指示のもと対処する。

#### 4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1) 当社は毎月1回の取締役会の開催のほか、必要時には適宜取締役会を招集することで、経営陣の意思疎通を円滑に図るとともに、迅速かつ確かな判断を下す。

(2) 職務の執行に関しては「職務分掌規程」により意思決定の対象範囲と決定権者を定め、手続きの適正を確保する。

(3) 内部監査室は公正かつ独立の立場で業務の執行状況を監視し、的確な現状把握と建設的な助言により取締役の職務執行が効率的に行われる体制を確保する。

#### 5. 当社及びグループ会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(1) 当社グループ各社の取締役、執行役、業務を執行する社員等の職務の執行に係る事項の親会社に対する報告に関する体制

当社は、グループ各社における業務の適正を確保するために、「関係会社管理規程」を定め、グループ各社の企業活動の監視・監督を行う。

(2) 当社グループ各社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

各担当取締役がリスクの認識・評価・予防策・対応策の検討及び実施を行い、必要に応じて当社取締役会に報告する。またグループ各社の各担当取締役等もしくは当社内部監査室が危険な兆候を察知した場合には、速やかに当社代表取締役社長に報告し、当社代表取締役社長の指示のもとグループ一体で対処する。

(3) 当社グループ各社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

代表取締役社長は、内部統制の実効性を高める施策を実施するとともに、必要に応じてグループ各社へ指導・支援を行う。

(4) 当社グループ各社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

内部監査部門は、定期的にグループ各社の業務監査並びに会計監査を行い、その結果を代表取締役社長及び監査等委員会に報告する。

#### 6. 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項

(1) 監査等委員会がその職務を補助すべき人材を置くことを求めた場合には、内部監査室に委嘱するか、内外から各業務を検証できるだけの専門知識を有する人材を適切に選任するものとする。

(2) 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、補助すべき使用人の人事考課は監査等委員会の同意を要し、使用人の任命、解任、人事異動、賃金等の改定については監査等委員会の同意を得た上で代表取締役が決定することとする。

#### 7. 監査等委員会への報告に関する体制

(1) 監査等委員会は、意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、取締役会ほか重要な会議に出席するとともに、監査に必要な書類等を閲覧し、また取締役及び使用人にその説明を求める。

(2) 当社及びグループ各社の取締役及び監査役並びに使用人は、当社の監査等委員会に対して、会社の業務や業績等に影響を及ぼす重要な事項を報告する。

#### 8. 監査等委員会への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、監査等委員会に対して報告を行った者に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を「内部通報者保護規程」に明記することで通報者に不利益が生じないよう対策を行う。

#### 9. 監査等委員の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査等委員が職務の執行について生ずる費用の前払または償還等の請求をしたときは、当該請求に係る費用または債務が監査等委員の職務の執行に必要なでないと認められる場合を除き、すみやかに当該請求に応じてこれを処理する。

#### 10. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会は、代表取締役と定期的に会合を持ち、代表取締役の業務執行方針の確認、会社が対処すべき課題、会社を取り巻くリスクのほか、監査等委員会監査の環境整備状況監査上の重要課題などについて意見交換するものとする。

### 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対して、毅然とした態度を貫き、取引の防止に努めることを基本方針としております。

反社会的勢力排除に向けた社内体制の整備としては、管理本部を対応統括部署とし、不当な要求等の事実ごとに関係部門と協議し、所轄警察署や顧問弁護士等、外部の専門機関と連携し対応いたします。

また、役員・従業員に対して、「コンプライアンス・ポリシー」に明記するとともに、社内会議または研修等を通じて平素より啓蒙活動に努めております。さらに、取引先等に対し、反社会的勢力調査を実施しております。

## その他

### 1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

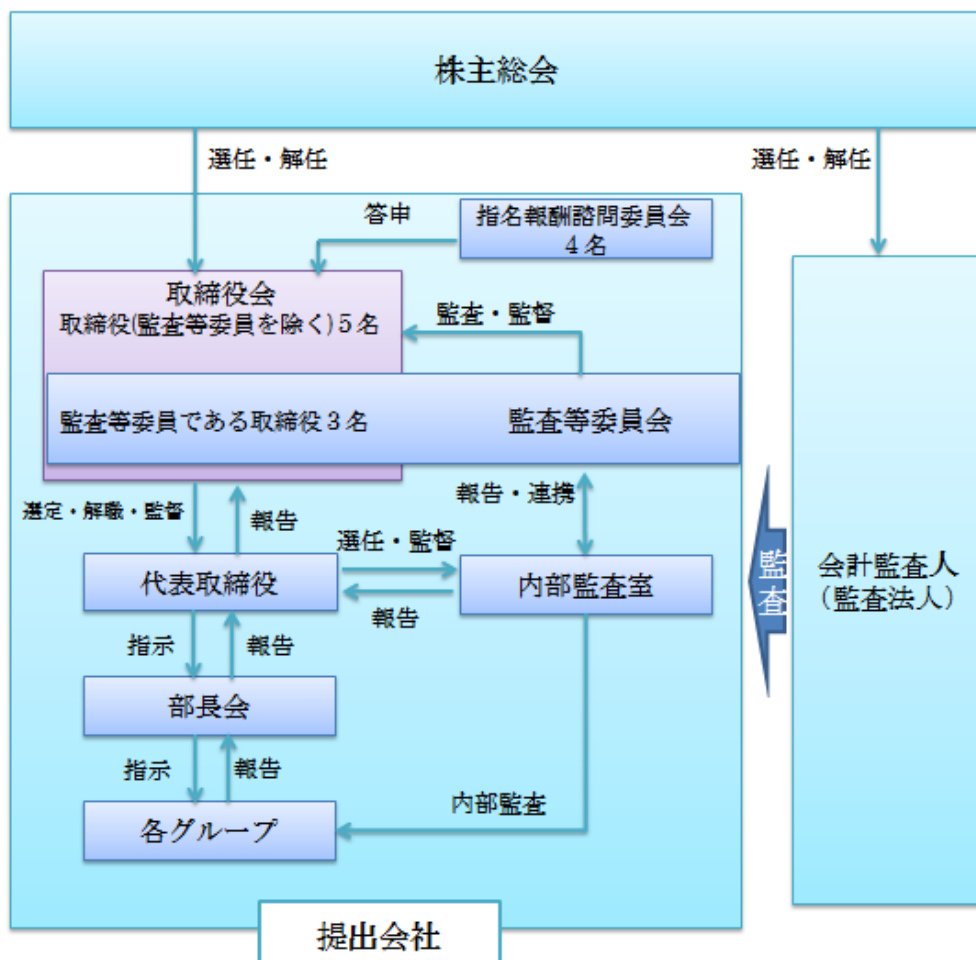
該当項目に関する補足説明

### 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

<<適時開示体制の概要>>

当社では、適時開示規則における決定事実または発生事実等に該当する事象と判断した場合には、取締役会決議または当該事象発生後速やかに、開示担当役員の下承のもと、経営推進本部より開示を行う体制としております。

【参考資料】株式会社プロシップ コーポレート・ガバナンス体制図



【参考資料】株式会社プロシップ 適時開示に係る社内体制

